

北上市告示甲第216号

北上市ものづくり企業カーボンニュートラル補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第63号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月19日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(補助対象経費)</p> <p>第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（振込手数料その他の間接経費及び公租公課を除く。）の全額とする。<u>ただし、第8の規定による補助金の交付決定の通知をした日の属する年度内に補助対象事業が完了するものに限る。</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（振込手数料その他の間接経費及び公租公課を除く。）の全額とする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	